○国土交通省告示第千二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

関ノ本川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県中津市本耶馬渓町曽木

字小谷瀬　五三六番五　一号から三号まで

五三六番一〇　四号

五三六番一二　十六号

五三六番八　十七号から十九号まで

字上ノ園　四五一番一一　五号及び六号

四五一番一六　七号及び八号

字宇トノ原　四三九番　九号及び十号

四三八番　十一号

字小麦　一七二番四　十二号

一七二番三　十三号から十五号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岳本川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十二年国土交通省告示第七百五十五号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）

大分県由布市湯布院町川上

字中スカ　一三八七番二　一号

一三八七番一　二号及び三号

字久保ヤ子　一三八八番三　四号

一三八九番三　五号

字ヒノシリ　一三一六番一　六号

一三一六番二　七号

一三二二番五　八号

一三二二番九　九号

一三二五番一　十号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下鷲谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県豊後大野市三重町鷲谷

字角ノ平　六三三番三　一号

六五五番一　二号

六二四番二　三号

六一四番　四号

六〇〇番一　五号

六〇〇番三　六号

五九五番一　七号

五九三番三　八号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滑瀬川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県竹田市大字竹田

字杣谷　二五二二番三　一号及び六号

二五三七番　二号

二五三四番　三号

二五二四番　四号

二五二三番　五号

ロ　次に掲げる土地（イに掲げる土地の区域を除く。）

大分県竹田市大字竹田

字杣谷　二五二四番から二五二六番まで

二五三一番及び二五三四番

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮野中尾川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県竹田市大字吉田

字上中尾　二〇二七番　一号

字城ヶ尾　一七八三番　二号

一七八〇番　三号

一七七七番　四号

一六八九番　五号

一六八六番　六号及び七号

ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）

大分県竹田市大字吉田

字城ヶ尾　一六八九番

一六九二番及び一六九三番

一七二一番から一七二四番まで

一七二五番一及び一七二五番二

一七二六番から一七三五番まで

一七三六番一から一七三六番三まで

一七三七番から一七三九番まで

一七五〇番及び一七五一番

一七六九番二及び一七六九番三

一七七〇番から一七七七番まで

一七八〇番及び一七八二番

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小ヶ倉川2

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県国東市武蔵町吉広

字五椀畑　三一四二番　一号

三一一五一番　二号

三一一五四番　四号

三一一五七番三　五号

字登ケ迫　三五〇二番　三号

ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）

大分県国東市武蔵町吉広

字五椀畑　三一一五〇番三

三一一五四番及び三一一五五番

字登ケ迫　三五〇一番及び三五〇二番

三五〇四番

三五〇六番及び三五〇七番

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神崎川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県臼杵市大字野田

字奥山田　一三一九番（合併）　一号

三ノ一三一九番　十三号及び十四号

字岩谷　一三一〇番　二号

二ノ一三〇七番　三号から六号まで

一三一三番　七号

一六二二番　八号

一六二一番　九号及び十号

一六〇六番　十一号

一六〇〇番　十二号

八　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

坂の浦川6

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県佐伯市大字鶴望

字羽山　四六五九番　一号

四六五八番　二号

四六五六番　三号

四七二九番　四号

四七二六番　五号

四七二四番三　六号

四七二三番　七号

ロ　次に掲げる土地（イに掲げる土地の区域を除く。）

大分県佐伯市大字鶴望

字羽山　四六五四番一及び四六五四番二

四六五五番及び四六五六番

四七二七番

四七二八番一及び四七二八番二

四七二九番

○国土交通省告示第千三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小串南上川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県下関市豊浦町大字小串

字大西ケ浴　二八番二　一号

字福万越　三二番一　二号

三〇番一　三号